

会員の皆さまへ

業務改善計画実施状況のご報告

去る平成23年4月8日、第3回目の「業務改善計画の実施状況報告書」を主務官庁に提出いたしました。この報告書の概要について下記のとおりご報告いたします。

なお、「調査委員会」による「調査報告書」の指摘による問題点等を反映し、「業務改善計画書」を主務官庁に再提出いたしました。今後はこの「業務改善計画書」に沿って業務改善を着実に実施してまいります。

1. 経営管理（ガバナンス）体制の改善について

【寄附行為・規約等改正検討委員会】について

平成23年3月に開催された理事会及び評議員会において、「寄附行為・規約等改正検討委員会」の設置がそれぞれ議決、承認されました。

この委員会の設置目的は、理事会及び評議員会のコンプライアンス遵守の運営体制整備のため、運用上の問題点、一般法との齟齬、調査委員会より指摘された事項について、寄附行為及び規約の見直し、改正を行うことにあります。早速3月下旬に開催された「第1回寄附行為・規約等改正検討委員会」では、委員会の位置づけ、検討範囲・内容及び方向性の確認等について討議を行いました。年10回程度委員会を開催する予定です。

今後は一連の不祥事の発生要因となった「常勤理事・非常勤理事・評議員の選任基準」の見直しなどを検討してまいります。
(平成23年3月)

2. 内部管理体制の改善について

【監査の実施状況】

本部業務部及び管理部並びに事務センターへの監査を実施いたしました。業務部に対しては、業務の推進、管理、法令遵守などを中心に監査を実施いたしました。管理部に対しては、会員情報の管理における安全性の確保等を中心に監査を実施し、至急を要する一部の改善をしました。また、事務センターに対しては、外部専門業者委託によるシステム監査を実施いたしました。ITシステム・ITコスト監査を中心実施し、これまでの契約における正当性等を監査いたしました。システム監査による指摘事項に対しては契約の見直しも含め、早速の対応をしております。

今後は本部・支局等の監査を実施して、内部管理体制の改善を進めてまいります。
(平成23年2月～3月)

3. 役職員の法令等遵守意識改革と徹底について

コンプライアンス委員の人選が、平成23年3月に開催された理事会及び評議員会において、それぞれ議決、承認されました。これに基づき同3月に「第1回コンプライアンス委員会」が開催され、委員長・副委員長の互選、コンプライアンスハンドブックの承認、情報提供（ホットライン）制度の制定、今後のスケジュールなどが討議されました。
(平成23年3月)

また、役職員に対しコンプライアンス意識の醸成を進めるため以下の取組みを行いました。

（1）コンプライアンスハンドブックの作成と配布

役員並びに全職員（パートタイマー・派遣社員含む）に対し「コンプライアンスハンドブック」の配布を行いました。役職員は公益法人の一員であることを理解し、法令や社会規範はもちろんのこと、寄附行為、規約を遵守の上、常に高い社会的責任感、正しい倫理観に基づいて判断・行動することを目的として作成されています。
(平成23年4月)

（2）コンプライアンス研修の実施

コンプライアンス意識の醸成の一環として「事例研究によるコンプライアンス研修」を実施し、弊財団の職員・パートタイマー・派遣社員が受講いたしました。昨年来の集合・視聴・OJT型といった受身的な研修ではなく、グループ討議による積極的な意見交換を促し、現在実務上潜んでいるリスクの洗い出しとその対策について共通認識を持って対応することを目的として実施いたしました。
(平成23年2月～3月)

（3）職員向け情報提供（ホットライン）制度の制定

職員向け情報提供（ホットライン）制度の窓口を平成23年4月に設置いたしました。運用については、コンプライアンス情報提供窓口取扱規程を制定し、通報者保護、調査活動等の取り扱いを明確にした上で、5月から開始しております。
(平成23年5月)

4. 取引先企業との関係見直しについて

弊財団の経営改革を実行・実現するため、常勤理事会において「経営改革実行対策本部」の設置を決定いたしました。対策本部は、①財團との取引関係の見直しと正常化 ②財政支出の見直しと健全化 ③その他経営改革に必要な事項、について取組みます。この対策本部は必要に応じて本部長が隨時開催することができ、外部の個人または企業にアドバイザーとして参加を求めることができます。
(平成23年3月)

この度の東日本大震災により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申上げますとともに、被災された皆さま、そのご家族の方々に対しまして、心よりお見舞い申上げます。

弊財団においても、震災発生直後より「災害対策本部」を設置し、会員の皆さま及び弊財団の被災状況等について情報収集や対応策の検討・実施を行ってまいりました。引き続き必要に応じた対応策を実施してまいります。

また、公益法人に相応しい財團として、本来の目的である、『中小企業の健全な発展と福祉の増進』により一層寄与できる体制の構築を掲げ、体制の整備を図り、会員・関係者の皆さまに対する信頼回復に向け、役職員一丸となり業務改善計画の実施に取り組んでまいります。

なお、業務改善計画に対する報告は、3カ月に1度主務官庁に行います。今後の進捗状況については、順次ご報告いたします。

（平成23年5月11日現在）

※（ ）内は実施又は開始時期を表します。